

広島県告示第九百五十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、東広島市安芸津町の次の表の上欄に掲げる区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨及びこの効力の発生の日は当該字の区域について国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定による成果の認証があつた日とする旨、東広島市長から届出があつた。

平成二十二年十二月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

上 欄		下 欄	
大字	字	大字	字
風早	大芝	乙八四八、八四八の一 八六三の四、八六三の五、八六三の五に隣接する道路である市有地の全部 八七五の一	高洲
			西ノ谷
			高洲
			大芝
地 番	地 番	西ノ谷	大芝
二二八七	二二八七	西ノ谷	大芝
二六六三、二六八三	二六六三、二六八三	高洲	大芝
二四七六の三、二四八五の二、二四八六の一、二四八六の二	二四七六の三、二四八五の二、二四八六の一、二四八六の二	高洲	大芝